



一般社団法人日本サンボ連盟
事務局規定

第1章 総則

(総則)

第1条 この規程は、一般財団法人日本サンボ連盟(以下「本連盟」という。)定款第64条に基づき設置される事務局における事務の能率的な運営を図ることを目的とする。

第2章 事務局の業務

(所管業務)

第2条 事務局は、次の業務を処理する。

- (1) 役員および事務局人事に係る諸手続きに関すること。
- (2) 会長印および協会印に関すること。
- (3) 定款および諸規程の管理に関すること。
- (4) 理事会その他の会議に係る諸手続きに関すること。
- (5) 事業計画および収支予算ならびに事業報告および収支決算に関すること。
- (6) 文書の受信、発信および保管に関すること。
- (7) 加盟団体その他関係団体との事務連絡、調整に関すること。
- (8) 栄典、表彰および慶弔に関すること。
- (9) 収入および支出の執行に関すること。
- (10) 現金、預金の管理出納その他事業に係る会計に関すること。
- (11) 発注および契約に関すること。
- (12) 財産および物品の管理に関すること。
- (13) 広報活動の企画・PRに関すること。
- (14) 主催大会の開催に関すること。
- (15) 加盟団体の登録、脱退および退会に係る諸手続きに関すること。
- (16) 本連盟の有資格者に係る諸手続きに関すること。
- (17) その他事務局に関すること。

第3章 職員および職責

(職員)

第3条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長1名
- (2) 事務局次長 若干名
- (3) その他の職員 若干名

(任免)

第4条 職員は、定款第64条により、次のとおり定める。

- (1) 事務局長は、理事会の決議によって選任および解任する。
- (2) 事務局長以外の職員は、会長が任免する。

(事務局長等の職責)

第5条 事務局長は、会長の命を受けて局務を掌理する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代行する。

(その他の職員の職責)

第6条 その他の職員は、事務局長の命を受けて所定の業務に従事する。

第4章 決裁事項

(原則)

第7条 法令、定款または本連盟の規程もしくは細則に別段の定めがある事項を除き、本連盟における事案の決裁者は会長とする。

- 2 会長は、この規程の定めるところにより、事務局長に決裁権を委任することができる。

(会長の決裁事項)

第8条 会長は、次の事項を決裁する。

- (1) 理事会が決定した事項の執行で、特に重要な事項
- (2) 事業計画案および収支予算案ならびに事業報告および収支決算の作成に関する事項
- (3) 理事会の運営に関する事項
- (4) 定款および諸規程の管理に関する事項
- (5) 公表ならびに重要な申請、照会、回答、諮問および通知に関する事項
- (6) 重要な事項に関する報告および答申に関する事項
- (7) その他重要な事項

(事務局長の決裁事項)

第9条 事務局長は、次の事項を決裁できる。

- (1) 定例的な照会、回答および通知ならびに簡易な会議に関する事項
- (2) 一般的な事項に関する報告および答申に関する事項
- (3) 一般的な申請、照会、回答、諮問および通知に関する事項
- (4) その他通常的な事項

第5章 補則

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、事務の処理に関して必要な事項は、事務局長が定める。

- 2 前項のほか、事務局に関する必要な事項については、理事会で定める。

附則

この規定は、2022年(令和4年)4月1日から施行する。